

富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村
の廃置分合に伴う富山市長職務執行者の選任に関する協議書

平成17年4月1日から富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村を廃し、その区域をもって新たに富山市を設置することに伴う富山市長職務執行者の選任について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

記

1 富山市長職務執行者の氏名等

大沢野町長 中 齊 忠 雄

2 富山市長職務執行者の任期

富山市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

平成17年2月3日

富山市長 森 雅 志

大沢野町長 中 齊 忠 雄

大山町長 高 尾 道 明

八尾町長 中 林 甚 勝

婦中町長 大 島 外 夫

山田村長 山 崎 吉 一

細入村長 野 尻 昭 一